

若者移住者(IJUターン)就職奨励金のご案内

◆申請要件

下記①～⑧をすべて満たすことが必要です。

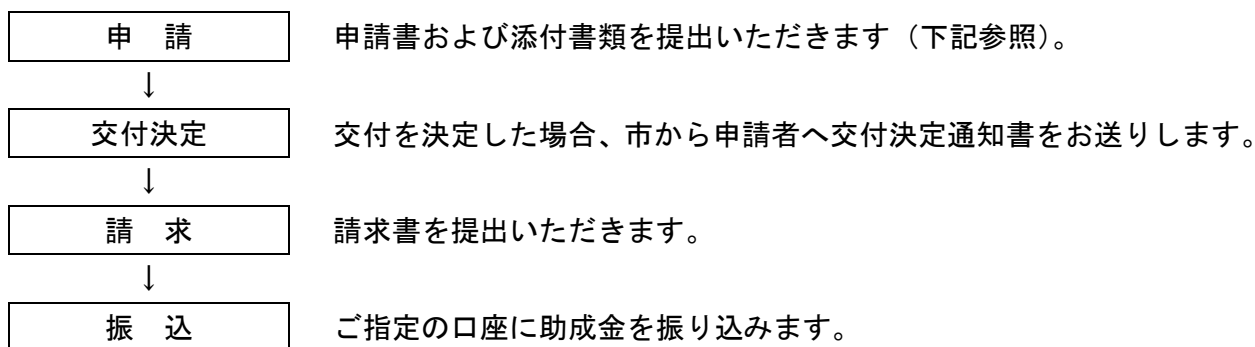
- ① 秩父地域1市4町外に継続して1年以上住所を有した後、秩父市に転入したこと
- ② 秩父市に2年以上住む意思があること ※ 2年未満となった場合は返還金が生じます。
- ③ 秩父市に転入した日における年齢が45歳以下であること
- ④ 平成31年4月1日以降、新たに秩父市内の法人・個人事業所（国、地方公共団体、独立行政法人等の公共的団体を除く）に就職したこと
- ⑤ 就職した日から6か月以内に秩父市に転入した、または、転入した日から3か月以内に就職したこと
- ⑥ 上記4の就職が正規雇用によるもの（下記の3要件を満たすもの）であること
 - ・ 期間の定めがないこと
 - ・ 1週間の所定労働時間が30時間以上であること
 - ・ 社会保険の被保険者であること
- ⑦ 自らが居住するための賃貸住宅（社宅、社員寮等または2親等内の親族所有の住宅を除く）を契約し、その家賃を支払うこと
- ⑧ 転入前住所地の市区町村及び秩父市への税金の未納がないこと

◆助成金額

1人あたり20万円（予算額は年度あたり50人分）

◆手続きの流れ

※申請からお振込みまでおおよそ1ヵ月かかります



◆申請方法

下記①～⑤を「秩父市移住相談センター」へ直接または郵送にてご提出ください。

- ① 秩父市若者移住者（IJUターン）就職奨励金交付申請書【様式第1号】
- ② 雇用契約書、雇入れ通知書等の写し
- ③ 就労証明書（別紙1）
- ④ 申請者および世帯員の住民票（秩父市の住民票）の写し
- ⑤ 申請者の戸籍の附票の写し（転入前1年間の住所地がわかるもの）
（裏面に続く）

- ⑥ 賃貸住宅に係る賃貸契約書の写し
 - ⑦ 健康保険証の写し
 - ⑧ 誓約書兼同意書（別紙2）
 - ⑨ 転入前住所地の市区町村が交付する未納税額（※1）のないことを証明する書類
- ※1 就職前が学生の場合、非課税証明書の取得

お問い合わせ

秩父市役所 市長室 総合政策課 移住相談センター

〒368-0046 埼玉県秩父市宮側町1番7号

TEL/FAX : 0494-26-7946 E-mail : iju@city.chichibu.lg.jp